**平成２３年（フ）第２３５号**
神戸市垂水区西舞子６丁目２番33―302号
債務者　佐々木鈴太郎
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０６２号**
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目56番地の６
債務者　酒井　　貢
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０２号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目35番１―401号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目24番30―209号
債務者　本田　正孝
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０９号**
兵庫県尼崎市塚口町１丁目19番地の６　グランドメゾン塚口603号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町５丁目14番20号　メゾンリバティ206号
債務者　あそびや工房こと　土居　尚美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１１５号**
兵庫県芦屋市西山町14番３号201、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目３番11―203号
債務者　北原　久美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１３８号**
兵庫県西宮市本町８番18―503号、前住所兵庫県芦屋市若葉町６番１―611号
債務者　あすか住宅こと　朝岡　祥子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９９号**
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後302番地３　福井アパート
債務者　坂本　洋司
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２３年（フ）第１７号**
鳥取県倉吉市福庭町１丁目13番地　県営住宅河北団地２―40
債務者　山本かよ子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２２年（フ）第１７６９号**
広島県安芸郡海田町堀川町１番１号
債務者　井村　照昭
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１７８６号**
広島市南区堀越３丁目15番15号、住民票上の住所広島県安芸郡府中町青崎南５番12号
債務者　野崎　智美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１０号**
広島市中区白島九軒町５番21―305号
債務者　須藤　哲郎
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１９０号**
広島市西区草津南２丁目４番11―１号
債務者　土屋　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２３１号**
広島県東広島市黒瀬切田が丘２丁目８番11号
債務者　野間　太介
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２８０号**
香川県高松市宮脇町２丁目12番40黒田マンション301号
債務者　西村　明子（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第３７号**
香川県高松市高松町2155番地14
債務者　増廣　英彦
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第６０号**
香川県高松市番町３丁目14番９号
債務者　阿部　佳子（旧姓明石）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第７０号**
沖縄県浦添市宮城１丁目１番11―103号　浦幸アパート
債務者　平敷カヨ子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部